

産後ケア事業のご案内

都城市では、出産後に育児の不安があるお母さん、心身のケアが必要なお母さんを対象に、安心して子育てできるように助産師さんなどのサポートによる「産後ケア事業」を行っています。

利用できる方

※都城市に住所があり、家族等からのサポートが十分に受けられない1歳未満の赤ちゃんとお母さんで、

○出産後の身体的回復に不安がある。

○育児について不安がある。

上記のいずれかに当てはまる方で、都城市がこの事業による支援が必要と認めた方が対象となります。

※母子のどちらかが感染性疾患にかかっている、医師による医療が別途必要と診断されている、といった場合は利用できません。

事業の内容・利用料金

専門職による次のようなケアや指導

○出産後のお母さんの体調回復のためのケアや保健指導

○適切な授乳、沐浴方法等の指導

○育児での困りごとなどの相談、具体的な指導 など

		利 用 料 金		
		市民税課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
通所(デイサービス)型	2時間	500 円	300 円	0 円
1 回あたり <※5回まで>				
通所(デイサービス)型	4時間	1, 000 円	500 円	0 円
1 回あたり <※5回まで>				
訪問(アウトリーチ)型	2時間	500 円	300 円	0 円
1 回あたり <※5回まで>				
宿泊(ショートステイ)型 <※7日以内>	1泊2日	5, 500 円	1, 000 円	0 円
	追加1日あたり	3, 000 円	700 円	200 円

※双子以上の場合は、子ども一人につき追加の利用負担があります。

(課税世帯：200円／非課税世帯：100円)

※食事代等、自己負担が生じる場合があります。実施施設に直接お問い合わせください。

利用までの流れ

(1) 都城市保健センターに産後ケア事業の利用について申請します。

※利用希望する方は、電話または窓口に来所ください。その後、訪問、窓口等において保健師が利用について説明します。

※実施内容、実施施設(助産院等)を選びます。

(2) 申請に基づき、利用が決定したら、利用承認通知書を交付します。

(3) 利用する実施施設(助産院等)と利用内容、日時等を打ち合わせます。

(4) 実施施設(助産院等)でサービスの提供を受け、利用者負担分の利用料を支払います。

産後ケア実施施設

名称	所在地 連絡先	実施内容			訪問可能地区
		宿泊型	通所型	訪問型	
中山産婦人科医院	都城市前田町 17-32 23-8815	○	○		—
あかり助産院	小林市堤 2146-15 090-2068-3294 Fax0984-48-8610		○	○	志和池 山田 山之口 高崎 高城
かんだ 上田助産院	都城市南鷹尾町 42-18 25-5557		○		—
出張専門 えりこ助産院	都城市梅北町 4265-2 090-5674-3118			○	全地区
テルてる助産院	都城市南横市町 2121-1 090-6293-0334			○	姫城 妻ヶ丘 小松原 祝吉 五十市 横市
にこにこ助産院	都城市金田町 2099-3 090-9781-5327		○	○	全地区
ほのか助産院	都城市乙房町 1588-1 37-2424 Fax37-2020	○	○	○	全地区
ままとべびいの ほっとサロン陽まり	都城市郡元町 3427-2 090-4343-1088			○	全地区
みまた助産院	北諸県郡三股町新馬場 25-3 51-2085	○	○	○	全地区
都原おっばいホーム	都城市蓑原町 8026-2 090-1243-9762			○	全地区

都城市保健センター
都城市中町 17-19
TEL36-5661
FAX36-5669